

(議長)

日程第9、議案第3号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第3号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第2号)についてでございます。今回の補正内容につきましては、社会保障税番号制度に係る事業等、19事業に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ8,839万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,730万5千円とするものでございます。併せまして地方債補正をお願いするものでございます。具体的内容につきましては担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

それでは、議案書の方10頁をお開き願いたいと思います。今回の補正は、19件でございますけれども、うち8件が社会保障税番号制度関連でございます。構成表は番号制度関係の補正とそれ以外の補正に分けた形としておりますので、ご了承願います。

まず番号制度関係の補正をまとめてご説明申し上げます。資料は5頁の方ご覧頂きたいと思っております。資料の方にもございますけれども、運用、一番下のところでございますが本年10月におきましては、個人番号の付番通知を開始しまして、翌28年1月からは個人番号の利用開始、個人番号カードの交付が開始になるものでございます。1つ上のシステム改修のところを見て頂きますと、それまでに関連する業務の電算システムの改修をしなければならないこととなっておりますから、そのシステム改修の経費について、補正をお願いするものでございます。また、併せまして個人番号カードの発行に関する経費の補正をお願いするものでございます。議案書10頁の方にお戻り願います。まず、電算システム改修関連の方からご説明致しますが、1行目の総務費、一般管理費、社会保障・税番号制度に係るシステム改修等(住民基本台帳システム改修外)でございますけれども、住基システムと税システム、それから団体内統合宛名システムの改修となっております。1つ飛びまして、民生費、社会福祉総務費、それから括弧書きの中だけ読ませて頂きます。国民健康保険システム改修、それからずっと下に下がります、網かけしている計の1つ上、民生費、児童福祉総務費、(児童福祉システム改修)までは、それぞれの業務のシステムの改修経費でございます。なお、上から3番目の国民健康保険システム、それから次の後期高齢者医療システム、また次の介護保険システム改修につきましては、それぞれの特別会計のシ

システム改修でございますので、それぞれ特別会計の方で計上致しております。一般会計の方では繰出金として補正しているものでございます。それから、上から2番目の総務費、戸籍住民登録費、社会保障・税番号制度に係る通知カード・個人番号カード関連事務委託でございます。通知カードと個人番号カードの作成、また発送などによります事務は、地方公共団体情報システム機構に委任することとなっております。その委託費でございます。番号制度に係る事業の全体の補正額でございますが、2,138万9千円となり、1,832万円が国庫補助金となるものでございます。また、残りの306万9千円が一般財源、これは前年度繰越金を充当するものでございます。

次に、総務費、企画費、企画事務、「日本で最も美しい村連合」入会審査)でございます。日本で最も美しい村連合でございますけれども、日本で最も美しい村を宣言し、美しい地域づくり、地域の活性化や自立などを目的としまして、加盟市町村の地域資源について、情報発信や広報活動、そういった活動を行っているNPO法人でございます。その登録審査に係る手数料の補正でございます。補正額は10万円、全額一般財源でございます。

次に、総務費、住民運動対策費、コミュニティ助成でございます。田沢町の龍神山の改修等への補助でございます。補正額は150万、全額自治総合センターコミュニティ助成金を充てるものでございます。

次に、民生費、老人福祉費、後期高齢者医療特別会計繰出金(後期高齢者医療システム改修)でございます。番号制度の、番号制度とは別の理由によりまして、システム改修が必要になったものでございます。現在使用しております後期高齢者のシステムが7月からは広域連合の方との情報連携が出来なくなるという理由から、システムの改修を行うものでございまして、その経費について繰出しするものでございます。補正額は244万8千円、全額一般財源でございます。

次に、民生費、障害者福祉費、障害者福祉システム更新でございます。自立支援給付の支給、そういったもののシステムでございまして、これまで住基情報、また税情報とは人的に連携していたところでございますけれども、番号制度が導入されることに伴いまして、住基、また税それらのシステムとデータ連携出来るようにシステムを更新し、事務の効率化を図るものでございます。補正額は216万円、全額一般財源でございます。

次に11ページの方に移ります。民生費、児童福祉総務費、子育て応援券交付事業でございます。この事業につきましては、3月定例会で補正を頂いております、27年度に繰越した事業でございますけれども、27年度予算の方にも計上しておりましたことから27年度の方を減額するものでございます。減額する額は510万円、その他特定財源は子育て応援基金の繰入金でございまして、こちらの方も510万円減額するものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生総務費でございます。道南ドクターヘリ運行負担金でございます。ドクターヘリの運行に係ります経費の負担は、構成町におきまして均等割とそれから利用回数に応じた利用割となっております。その負担区分につきまして、一部変更がございまして、江差町の負担金の方が増加しましたことから、増加分について補正をお願いするものでございます。補正額は17万5千円、全額一般財源でございます。

次に、商工費、観光費、新幹線開業を見据えた観光対策でございます。資料の方は6頁の方、それで上半分の方がこの事業の資料となります。二つの事業で構成されておりまして、新幹線木古内駅活用推進協議会負担金と北海道新幹線開業カウントダウンイベント、北海道新幹線道南交流フェスタの開催でございまして、推進協議会の方は、江差町を含む道南、檜山南部5町と木古内町などの渡島西部4町の計9町で構成しまして、誘客効果のある事業の展開に取り組んでいく団体でございます。そちらの方の負担金でございます。道南交流フェスタは、11月15日頃にトークセッション、各種イベントを実施しまして、おもてなしの気運を高めようとするものでございます。補正額は128万円、全額一般財源でございます。

次に、商工費、観光費、観光振興事務(観光ポスター制作外)でございます。資料は同じく6頁の、今度は下半分の方になるものでございます。これも2つの事業で構成されておりまして、北前船寄港地フォーラム、大阪で開催予定でございまして、そちらの参加経費と観光ポスターの制作経費でございます。フォーラムの方は町長と随員1名の旅費、それから観光ポスターの方は、公募で作成する予定でございまして、そちらの委託費と1,000枚印刷する印刷経費となるものでございます。補正額は251万3千円、全額一般財源でございます。

次に、教育費、学校建設費、江差中学校旧校舎解体及びグラウンド等整備でございます。資料8頁の方に、グラウンド整備工事の平面図の方、載せさせて頂いております。まず、旧校舎の解体の方でございますけれども、こちらあの3月定例会におきまして補正を頂き、また27年度に繰越しさせて頂いたものでございまして、27年度当初予算にも計上していただきましたことから減額するものでございます。減額する額は、1億1,933万6千円減額するものでございます。また、グラウンドの整備でございます。労務単価等、また率の上昇等、そういった理由から増額するものでございまして、192万2千円増額となっております。また、グラウンド整備の財源でございますけれども、国庫補助金予定しておりましたけれども、不採択というような連絡がございましたので、この今回の補正におきまして、財源更正併せて補正しております。国庫補助金を全額減額し、その分、地方債を充てるというような内容になっておりますが、その後ですね、補助金の採択の内示の通知がございましたので、この補助金の財源更正につきましては、次の議会にて提案をさせて頂きたいと思っておりますので、ご了承願います。それで、2つ合わせまして、合わせました補正額と致しましては、補正額全体としては、1億1,741万4千円の減額でございまして、国庫支出金を7,554万8千円、地方債3,270万、一般財源918万6千円を減額する内容となっております。

次に、教育費、図書館費、図書館資料整備でございます。町内のある団体様からご寄附がございました。図書館の資料整備ということでございます。従いまして、資料購入の経費を補正するものでございます。ご寄附頂きました団体様のご意向により、団体様の名称等につきましては差し控えさせて頂きますので、ご理解をお願いしたいと思います。補正額は28万7千円、全額寄附金を充当するものでございます。

次に、教育費、文化財保護費、歴史文化基本構想策定でございます。資料は7頁の方ご覧頂きたいと思っております。文化庁におきましては、27年度に、27年度から「日本遺産」の認定制度を

創設致しました。認定には歴史文化基本構想の策定が必須となっているものでございます。町では、「日本遺産」の認定を目指すとともに、以って文化財の保存活用や民俗芸能の後継者育成等の指針とするため歴史文化基本構想を策定していきたいと考えており、その策定の経費について補正をお願いするものでございます。補正額は226万6千円、国庫補助金が50万、残り176万6千円は一般財源を充当するものでございます。

補正額合計でございます。8,839万6千円の減額、国庫支出金が5,672万8千円の減額となりまして、地方債も3,270万の減額、その他特定財源が331万3千円の減額、一般財源が434万5千円の増額となるものでございます。

続きまして15頁をご覧願いたいと思います。第2表の地方債補正でございます。先ほどもご説明致しましたが、中学校旧校舎の解体を減額し、グラウンドの整備を増額する、また失礼しました。グラウンド整備を増額することに伴いまして、起債の額を変更するものでございまして、限度額1億1,290万円から8,020万円とするものでございます。起債の方法等については変更ございません。なお、こちらの方につきましても、先程の説明と同様、国庫補助金不採択ということで減額した内容となっておりますが、国庫補助金の内示の連絡というのが改めてありましたので、更に変更することになりますけれども、その変更につきましてもは次の議会で提出、提案していきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

次に24頁をご覧願いたいと思います。地方債の現在高の見込みでございます。起債の額を変更しましたことから、当該年度の起債見込額と当該年度末の現在高の見込額それぞれ3,270万円減少します。従いまして、当該年度の起債の見込額が4億5,405万2千円、当該年度末の現在高見込額が63億4,328万8千円となるものでございます。以上で、簡単でございますが、説明を終わりますので宜しくお願い致します。

#### (議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

「小野寺議員」。

#### 「小野寺議員」

はい、大きく2つ、総務費、いわゆるマイナンバー、それから商工費、観光費、大きく2つです。

まずマイナンバー。これはこの間、何回かもう動いております。実質的には国の制度、それからかなりの部分は国のお金で、制度設計も残念ながら事実上、国ということもあります。ただ、この間、年金情報が多量に流出しているとか、も含めて、それからこのマイナンバー法がまだ施行されていないにもかかわらず、施行後3年位で見直そうといったのが実は拡大する改正案が今出ていて、年金情報流出事件によって、改正ナンバー法案は今、先送りと、大変大きな問題になっております。それで、これはまだ機械設置そのものでありますので、まだどうするかっていうことについては間に合うので、町としての一定の考え方、知りたい。聞きたい。今、国のことを思えばやはりしっかりとこれやらなかったら大変、国では見直しなさいと、なっています。それはちょ

とおきます。

それです現場の部分で端的に3点お聞きします。まず、前から言っておりますけれども、これは単に担当課だけではない、全庁的な問題、全庁的な取り組み、場合によってはこれ義務付けられておりませんが、いわゆる制度設計も作らなければならない。ある町ではきちっと全体をどうする、人の配置どうするも含めて、全体の計画的なもの作りながら走っていると、いうのもあります。で、そこら辺、今どうなっているのか、江差町、がひとつ。

2つ目、先程言いましたが、国の方ではガイドライン、情報の適正管理ということですね。かなり細かくされております。で、具体的に江差町でどうなのか、が2点目。

3点目が、それに関連しますけれども、ちょっと言葉難しいのですが、担当者の方で分かると思います。いわゆる特定個人情報保護評価っていうのをしなければならない、ことになっております。その中身もちょっと色々問題ありますが、それがどうなっているのか。3点お聞きします。

次、商工費、観光費。観光対策で、この間、色々出ておりますが、この間論議になっていた、例えばWi-Fiを付けるという部分。これ今どういう風に走っているのかですね。例えば、追分会館に付ける、中村家に付ける等も含めて、今どんな風になっているのか。観光費、観光費としてちょっとお聞きしたい。

併せて、追分会館。先程の関係、これは一時不再議ですから、先程の修正案どうのこうのについてはどうすれこうすれは言いません。修正案が通ったと、条例が通ったという前提でお聞きします。今、私、追分会館条例を見ております。修正案が通りました。ですから修正案が通ったという前提でお聞きします。担当者これその通り読めば、私先程、十分に突然出てきたから文章読み込んでおりませんでした。今重大な疑義が出ております。担当者にお聞きします。江差町民は無料とするということやめて、パスポート制という風になりました。そうすると、この条例の中にはこの観覧料のところに、パスポート制ということが入るんです。入るんです。そうすると、ここは町民はパスポート制ということは残らないんです。条例には今決まった、これ決まったんですよ。決まった条例は、観覧料はパスポート制にする。だから来た観光客全部パスポート制、という風に私は読み取ります。その点について、担当者の見解をお聞きしたいと思います。以上。

(議長)

「総務課長」。

「総務課長」

あのマイナンバーに対する取り組みの状況でございます。番号法におきましてはですね、個人番号を利用することが出来る事務が全体で97項目規定されてございます。このうち、25の事務についてですね、市町村において個人番号の利用事務を開始するということになるかと思っております。この25の事業の主な内容につきましてはですね、住民基本台帳、税、それと児童、児童、老人、身体障害者等の福祉、それと国保や介護、更には公営住宅、子ども・子育て支援と等々の個人番号を利用することとなるかなという風に思っております。当町におきましてはですね、

特定個人情報保護評価計画管理書というものを作成致しましてですね、事務の洗い出しを3月に終えてございます。同時に、住民基本台帳と、税におきましては、法規定されております基礎項目評価書、これにつきましても作成をしながらですね、情報漏えいの発生リスク軽減のための措置を講じているところでございますが、今後においても、更に確認をしていきたいという風に思っております。現状と致しましては、今申し述べた通りでございますけれども、個人番号の利用事務実施者となります職員に対しましてはですね、利用提供の可否、更には情報管理も含めてですね、残された時間の中で共通認識が保たれますよう、保たれるよう、関係各課連携して取り組んで参りたいという風に考えているところでございます。更にあの特定個人情報保護ガイドラインの中に記載されております、様々なコンプライアンスルールでありますとか、セキュリティルール、これにつきましても、今後すべからず洗い出しを致しまして、条例規則規程等に反映をしていきたいという風に思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思います。

続きましてですね。

(議長)

まだ、まだ、はい。

「総務課長」

あの続きまして、パスポート、無料の関係と、パスポート制の関係ですけれども、これにつき、ちょっと僕の方からあの最初答弁させて頂きたいという風に思います。一応、法制担当という立場の中でやらせて頂きたいという風に思います。あの、条例上では小野寺議員仰る通りそういう懸念が多々あるかと思ひます。これにつきましてはですね、規則規定の中で町民、江差町民は、とパスポート制にするのは江差町民だということを、規則の中で規定していきたいという風に考えておりますので、ご理解願ひしたいと思います。

(議長)

いいですか。「小野寺議員」。

「小野寺議員」

まだ、Wi-Fi。

(議長)

「追分観光課長」。

「追分観光課長」

Wi-Fiの問題ですね。今これあの繰越で予算、を27年度、現在15台を観光施設を含めた道の駅や各種観光施設に配備をする予定で今準備を。

「小野寺議員」

いつ頃。

「追分観光課長」

7月のあの月上旬には配備をしたいという風に考えてはおります。それで、今あの6月中にこの辺のあの試行的なことも踏まえて7月上旬にきちっと15台が稼働できるようなそういう予定でおりますので、宜しくお願いします。

「小野寺議員」

はい。

(議長)

「小野寺議員」。

「小野寺議員」

はい、議長。ちょっと端的に。あの、まずマイナンバー。あのまあわかりましたというか、結果的にはですね、かなり大変な状況ですよね。それで私これ、町長もしくは副町長にちょっとお聞きしますが。あのこの機械設置はですね、あのなかなかちょっと他の部分も使えるというのがありますので。問題は運用ですよ。今出ているのは、10月に番号をそれぞれ交付して、来年の1月からはもう運用が始まると。これはどう考えたって、今の国の流れから見たら、無理。今の情報がどうなるのかってということが機会を皆さんがきちっと周知して、それからもちろん対町民が来た時にどうするかも含めてですね、私はこれ江差町が単独で、なかなか難しい問題ですから、あの国に対してきちっと、私は中止って求めたいですが、もしくは延期。きちっと情報が守られる、という部分が担保されない限りはその少なくともマイナンバーの具体的な外の繋がりだとかですね、まだ早急だということを国等にもう早急に要請すべきだと思うのです。これが1点目。

2点目、先程の追分会館。あの課長、それってちょっと無理筋じゃないのでしょうかね。普通、規則というのは、条例できちっと決まったことの、更に補足説明的にこれはこうなります、ああなりますって、パスポート制にするってちゃんと分けてですよ、そのパスポートがどうなのだというのは分かるんだけど。少なくとも対象者を限定するとすれば、当然、本則の条例に無かったら駄目ですよ、そんなの。だからこれは早急にもうやめ、また元にきちっと残すか、いずれにしても私は欠陥改正条例案、条例案じゃない条例だ、決まったのだから。条例だと思うのです。ちょっと今の見解もうちょっときちんとしてください。

(議長)

財政課長、「総務課長」。

### 「総務課長」

はい、まずあの、マイナンバーの関係です。まああの現行法令下の番号法の中ではですね、複数の行政機関に存在する個人の情報を正確に連携させるという目的の中でやってましてですね、あの昨年の3月だったっけ。補正をさせて頂きましてですね、一部もう既に動いている状況であるということも含めましてですね、事務につきましても規定はされていると、先程述べました通り、あの国の中では97も規定はされているという状況の中で、私どもとすると、28年の1月1日の現行法の中で施行されるという風なものとして理解をさせて頂いているところでありますので、現行の今審議されている部分につきましても、今後注視をさせて頂きたいなという風に思っておりますので、宜しくお願いしたいと思います。

### (議長)

「副町長」。

### 「副町長」

あの私の方から追分会館の修正の条例については、一応修正の内容で可決されたということでございますので、これはあのもう可決された事実です。ただ、あの私も直前にこの条例の修正内容の条文を見た中で、小野寺議員、危惧している部分のいわばあの法制担当の総務課長も規則委任出来るんでないかっていう旨のご答弁申し上げましたが、いわば受益者というか対住民の例えば負担割合だとか、そういったものについては、根本的に自治法上いわば条例で規定していかなくやない。地方自治法上ですね。手続き、手順、そういったものを何にするかとか、そういったものは、規則委任は十分可能でございます。ただ、今、私も直前に見た中で、あのそういったあのこの修正の内容については、町民についてはパスポート制という趣旨での内容も全部聞いた立場ではおりますけども、あの条例のその制定の内容についての部分について、また新たな部分で自治法上ちょっとおかしいという角度で、法的に法制的にどうなのかっていう部分ですね、ちょっと検討させて頂きたいなという風に思います、はい。

### (議長)

はい、「小野寺議員」。

### 「小野寺議員」

はい、議長。これ、議長ね、やはりこれ議会としても責任あるのですよ。ですからきちっとあの町側の方にあの地方自治法上これはどう考えたって、この言葉では当初の提案者の通りにはならないという部分も含めてですね、きちっときちんと精査してください。議長からもきちっとそれ町側に言ってください。



(議長)

町として今の条例の内容についてはきちっと修正しながらですね、対応すること。

「小野寺議員」

修正でないですよ。

(議長)

はい、修正すること。

「小野寺議員」

これ事実確認、事実確認。地方自治法上。

(議長)

はい、いいですか、後。他に質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

あります。はい。

他に質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

議案第3号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第2号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数、全員であります。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第10、議案第7号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第3号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第7号、平成27年度江差町一般会計、失礼しました。一般会計補正予算(第3号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、江差町文化会館スプリンクラー呼水槽取替修繕に係る経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ30万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,760万9千円とするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

「財政課長」。

「財政課長」(補足説明)

議案の方は、議案目次(その2)の3頁となります。また、資料の方は、定例会資料(ナンバー2)の1頁となりますので宜しくお願いします。

教育費、文化会館管理費、文化会館スプリンクラー呼水槽取替修繕でございます。呼水槽でございますけれども、資料見て頂いていくとわかるかと思うんですが、ポンプが常時作動できるように常に水を充水するために設備されている小さい水槽でございます。その呼水槽でございますが、腐食によりまして、水漏れがしております。水を貯めることが出来なくなってしまったことから取り替えるものでございます。緊急でございまして、追加提案とさせて頂きました。補正額の方は30万4千円、全額一般財源を充当するものでございますので宜しくお願い、宜しくお願いしたいと思います。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認めます。

議案第7号、平成27年度江差町一般会計補正予算(第3号)については、原案の原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第11、議案第4号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第4号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、社会保障税番号制度に係る国民健康保険システム改修の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,831万3千円とするものでございます。具体的内容につきましては、議案第3号の社会保障税番号制度に係るシステム改修と同様でございます。ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第4号、平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第1号)についてを、ついで、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第12、議案第5号、平成27年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第5号、平成27年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、現行システムのサポート終了に伴う後期高齢者医療システム改修等、2事業の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ339万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,879万3千円とするものでございます。具体的内容につきましては、担当課長より説明致しますので、ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

はい、「町民福祉課長」。

「町民福祉課長」(補足説明)

議案第5号について説明させていただきます。議案第3号、一般会計補正予算の後期高齢者医療特別会計繰出金を受けての補正予算となります。それでは、議案書第、議案書の39頁をお開きください。予算構成表にてご説明致します。社会保障番号制度に係る後期高齢者医療システム改修については、一連のマイナンバー制度で説明の通りでございます。

次に、現行システムのサポート終了に伴う後期高齢者医療システムの改修でございます。後期高齢者医療システム機器については、現在、2003年版のシステムを利用しているところでございますが、この度製造元において、保守サポートが本年8月に終了することになりました。このため、これ以降、後期高齢者医療広域連合や住民情報との円滑な連携が出来なくなることから、円滑な連携が出来なくなるのほか、10月からマイナンバー制度の対応を踏まえまして、シス

テム改修をお願いするものでございます。補正金額は244万8千円、財源は全額一般、全額一般会計繰入金でございます。なお、システム改修の完成が8月となりますことから、改修費及び利用料は9月分からとなります。以上、第5号の補正予算の説明とさせていただきます。宜しくお願い致します。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、平成27年度江差町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第13、議案第6号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

「町長」。

「町長」(提案説明)

議案第6号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございます。今回の補正の内容につきましては、社会保障税番号制度に係る介護保険システム改修の経費の補正をお願いするものでございまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ221万7千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億344万1千円とするものでございます。具体的内容につきましては、議案第3号の社会保障税番号制度に係るシステム改修と同様でございます。ご審議の上、議決頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

(議長)

以上で、提案理由の説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑希望ありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

質疑希望ありませんので、質疑を終結致します。

お諮りします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

議案第5号、もとい。議案第6号、平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手全員であります。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第14、発議第1号、日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

議案(発議)第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手、挙手少数であります。

議案(発議)第1号については、原案の、ついでに、可決されました。

議案(発議)第1号については、原案のとおり決しました。否決致しました。

(議長)

日程第15、発議第2号、憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第2号については、原案のとおり採決いたし、間違っているのではないのか。

発議第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数であります。

よって、原案は、否決されました。

(議長)

次に日程第16、発議第3号、平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手少数、挙手多数であります。

よって発議第3号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第17、発議第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2016年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書の提出についてを議題と致します。

本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数、多数だ。挙手多数であります。

議案(発議)第4号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第18、発議第5号、道教委「新たな高校教育に関する指針」の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくりの実現を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)



(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数か、挙手多数であります。

議案(発議)第5号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第19、発議第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮り致します。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第6号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第20、発議第7号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第7号については、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よて(発議)第7号については、原案のとおり可決されました。

(議長)

日程第21、発議第8号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書の提出についてを議題と致します。

お諮り致します。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって発議第8号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第22、発議第9号、農林水産業の輸出促進に向けた施策の拡充を求める意見書の提出についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、お手元に配布の通りでありますので、説明・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(議長)

挙手多数であります。

よって第、発議第9号については、原案のとおり決しました。

(議長)

日程第23、発議第10号、議員の派遣についてを議題と致します。

お諮りします。本案については、議長を除く議員全員による発議であります。従いまして、本案については、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、直ちに採決致します。

(議長)

発議第10号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

(議長)

異議なしと認め、よって、発議第10号については、原案のとおり決しました。

(議長)

以上で本定例会に付議された案件には全て議了致しました。

これで会議を閉じます。

平成27年第2回江差町議会定例会を閉会致します。ご苦労さんです。

閉会 15:40